

2016年度事業計画書(案)

2016年4月1日から2017年3月31日まで

特定非営利活動法人 あすなる会

1. 事業実施の方針

神栖市第一リサイクルプラザでの障害者の就労支援事業は平成17年8月開始以来、今年で11年目を迎えることとなります。資源ごみの手選別作業に新たな気持ちで取り組み、行政や元請さんからの信頼をより高めたいと考えています。

レスパイトサービスは開始後9年経過しました。昨年度は送りサービスを実施していないため、利用者が減少しました。又、夏休み等長期休暇中の日中一時支援事業についても同様に送迎サービスを実施していないことから利用者が減少傾向にありした。

かねてより送迎専用車の確保が急務となっていました。日本財団の福祉車両が今年2月納入されて以降、送りサービスも実施するようになり、利用者が戻ってきました。

夏休み等長期休暇時についても送迎サービスを実施する等利用しやすい環境にしたいと考えています。

4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されます。差別解消法では、行政機関や民間業者に対して障害を理由とする差別的な取り扱いを禁止すると共に、合理的配慮の提供が求められています。今年度の神栖市地域自立支援協議会の中でも検討する事になっています。合理的配慮の提供に関しては、本人たちからの意思表示は難しいが家族や支援者の補佐も有効です。ちょっとした気遣いを沢山だしていただき、会議に反映させたいと考えています。

又、余暇活動の推進については、今年も日帰り旅行を含め鹿島特別支援学校 PTA 神栖支部と行事を共催することになっており、広く参加を呼びかけたいと考えています。

尚、ジャガイモやさつま芋の収穫祭については広報‘かみす’で、市民の皆さんにも参加を呼びかける予定です。

2. 事業実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び定人数	支出見込み額(千円)
1) 障害児者に対する就労支援事業	①就労者への支援事業	通年	プラザ	14名	11名	25,505
	②職場体験及び実習生の受け入れ	通年	プラザ	4名	延5名/年	①に含む
2) 障害児者に対する生活支援事業	①レスパイト事業	通年	あすなる集会所	9名	10名/日	2,046
3) 障害児者に対する生きがいつくり事業	①ボーリング	2回	鹿島ボウル	2名	25名/回	646
	②カラオケ大会	2回	むつみ荘	3名	35名/回	
	③日帰り研修旅行	1回	未定	6名	100名	
4) その他目的を達成するため必要な事業	①広報活動事業	1回/月		4名	不特定多数	215
	②定例会開催	1回/月		1名	不特定多数	
	③研修会参加	通年			不特定多数	
	④地元の人たちとの交流会開催(ジャガイモ及びさつま芋収穫祭)	各1回/年	農耕地	7名	不特定多数	